

9月の大型連休の税関業務処理体制について

名古屋税関業務部

平素より税関行政にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

名古屋税関では、9月19日（土）から9月23日（水）までの間における名古屋税関本関、南部及び西部の各出張所並びに岐阜政令派出事務所の輸出入通関・保税に係る各手続きについて、下記のとおりとさせていただきます。

なお、監視関係手続については、通常どおり監視部監視取締部門において処理いたします。

税関においては、迅速・適正な業務処理に努めてまいりますので、期間中に予想される各種届出につきましては、事前にご相談いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

官署 期間	本関並びに南部及び西部各出張所	岐阜政令派出事務所
9月19日（土）	業務部特別通関部門において処理いたします。 【開庁時間 08：30～17：00】	終日閉庁します。 申請を予定している場合は、事前にご連絡ください。
9月20日（日）	職員は常駐いたしません、事前に要請を頂いた場合は業務部特別通関部門において対応いたします。	
9月21日（月） ～ 9月23日（水）	<u>職員は常駐いたしません、事前に要請を頂いた場合は業務部特別通関部門において対応いたします。（日曜日と同様の扱いです。）</u>	

（注）・包括保税運送承認等、一部の保税業務については、特別通関部門では処理できません。
ご不明な点は、事前に該当の保税地域を管轄する官署の保税担当部門まで照会願います。

【連絡先】

監視部監視取締部門：052－398－4246
業務部特別通関部門：052－654－4117